

1. 会合名	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」（第 18 回）
2. 日 時	平成 26 年 1 月 10 日（金）午後 4 時 ～ 4 時 50 分
3. 議 案	1. 平成 25 年金融商品取引法等改正（１年以内施行）に伴う本協会自主規制規則等の改正について 2. 今後のスケジュール 3. その他
4. 主な内容	1. 平成 25 年金融商品取引法等改正（１年以内施行）に伴う本協会自主規制規則等の改正について 平成 26 年 4 月 1 日施行予定の金融商品取引法等の改正に伴い、本協会の自主規制規則等において改正を検討する必要がある事項及び本ワーキング・グループでの検討の進め方について、事務局より説明を行った。 その後、最初の検討事項として、上場投資法人（いわゆる J－R E I T）がインサイダー規制の対象となったことに伴う「協会の投資勧誘、顧客管理に関する規則」の見直し（第 15 条に規定している内部者登録カードの要件見直し）について、事務局より説明を行った。 本件については、今後ワーキングメンバーに対して意見募集を行い、事務局において整理した上で、次回引き続き検討することとなった。 （主な意見等） ・内部者登録カードについては、協会各社においてシステム対応を行い電磁的方法により作成、保存を行っているため、新たに内部者登録カードの対象が増えるとシステム対応が必要となる。本日事務局から提示した規則改正案についてはなるべく協会のシステムに対して影響の出ないように配慮して作成したが、それでも影響があるようであれば、意見募集の際にコメントしてほしい。（事務局） ・今後のスケジュールについて教えてほしい。例えば、新たに内部者登録カードの対象となった者については、3 月中に顧客に連絡を取り、4 月 1 日にまとめて内部者登録することになるのか。また、4 月 1 日以降、法人関係情報になり得るような R E I T の情報を保有していた場合は、いつから法人関係情報あるいは高蓋然性情報として管理すべきか。（委員） ⇒ 協会自らが、顧客が内部者に該当するかどうかを把握することは限界がある。よって、協会各社の約款等において顧客が内部者に該当する場合には、顧客自らが申告するように規定している。新たに内部者登録カードの対象となる者への対応については、今後約款等を変更するなどの顧客への周知やシステム対応を行い、顧客からの申告に基づいて 4 月 1 日以降、内部者登録カードを整備することになる。J-IRISS についても、本協会から資産運用会社に対して登録の要請を行う予定である。 また、R E I T の情報について、いつから法人関係情報としての管理をすべきかについては、今後整理する必要があると考えている。（事務局）

	2. 今後のスケジュール 次回の本ワーキング・グループの日時等について事務局から説明が行われた。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問 い合わせ先	自主規制企画部（03－3667－8470）